

8. 給付額の算定①（中小法人等）

＜4月決算の法人＞ 対象月を2021年12月、基準期間を2018年11月～2019年3月とするケース

- **対象月（2021年12月）の月間法人事業収入が**、基準月（今回のケースでは2018年12月）の月間法人事業収入と比べて、**30%以上減少**しているかを確認
 - 基準月 2018年12月 **80万円** ⇒ 対象月 2021年12月 **40万円**
基準月と比較して50%減少しているため、給付対象（減少率50%以上（年間の事業収入1億円以下）のため、上限額100万円）
- 基準期間と対象月の事業収入から給付額を算定
 - **基準期間の法人事業収入－対象月の法人事業収入×5**
 $= 460万円 - 40万円 \times 5 = 260万円 \Rightarrow$ **給付額 100万円**

| 事業収入[万円] | | | | | | | | | |
|----------|-------|-----|-----|-----|-------|----|-----|----|---------|
| | 2018年 | | | | 2019年 | | | | |
| 2018年度 | 5月 | ... | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 年間 |
| | 100 | | 100 | 80 | 100 | 80 | 100 | 80 | 1080 |
| | 2019年 | | | | 2020年 | | | | 合計460万円 |
| 2019年度 | 5月 | ... | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 年間 |
| | 100 | | 100 | 80 | 100 | 80 | 100 | 80 | 1080 |
| | 2020年 | | | | 2021年 | | | | |
| 2020年度 | 5月 | ... | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 年間 |
| | 100 | | 100 | 80 | 100 | 80 | 100 | 80 | 1080 |
| | 2021年 | | | | 2022年 | | | | |
| 2021年度 | 5月 | ... | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | |
| | 80 | | 80 | 40 | - | - | - | - | |

50%減

| 給付額計算 | |
|---------------------|----------------------|
| S : 給付額（上限100万円） | 100万円 (T≥100) |
| T : 計算額 (=C-B×5) | 260 (=460-40×5) |
| A : 基準月の月間事業収入 | 80万円 |
| B : 対象月の月間事業収入 | 40万円 |
| 減少率 (A→B) | 50% |
| 減少率区分 | 50%以上 |
| C : 基準期間の事業収入合計 | 460万円 |
| 基準月を含む事業年度の年間法人事業収入 | 1080万円 |
| 年間事業収入の区分 | 1億円以下の法人 |

事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として新型コロナウイルス感染症影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合、売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合や法人成り又は事業承継の直後など、単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は、給付要件を満たさないため、給付対象外です。

8. 給付額の算定②（個人事業者等 青色申告）

〈青色申告の場合〉 対象月を2021年11月、基準期間を2019年11月～2020年3月とするケース

- **対象月（2021年11月）の月間事業収入が**、基準月（今回のケースでは2019年11月）の月間事業収入と比べて、**30%以上減少**しているかを確認
 - 基準月 2019年11月 **50万円** ⇒ 対象月 2021年11月 **30万円**
基準月と比較して40%減少しているため、給付対象（減少率30%以上50%未満のため、上限額30万円）
- 基準期間と対象月の事業収入から給付額を算定
 - **基準期間の個人事業収入－対象月の個人事業収入×5**
 $= 190万円 - 30万円 \times 5 = 40万円 \Rightarrow$ **給付額 30万円**

| 事業収入[万円] | | | | | | |
|----------|----|---------|----|---|------------|-------------|
| 2018年 | — | — | — | … | 11月 | 12月 |
| | — | — | — | | 40 | 40 |
| 2019年 | 1月 | 2月 | 3月 | … | 11月 | 12月 |
| | 30 | 合計190万円 | | | 50 | 40 |
| 2020年 | 1月 | 2月 | 3月 | … | 11月 | 12月 |
| | 30 | 40 | 30 | | 40 | 40 |
| 2021年 | 1月 | 2月 | 3月 | … | 11月 | 12月 |
| | 30 | 40 | 30 | | 30 | 40 |
| 2022年 | 1月 | 2月 | 3月 | … | — | |
| | 30 | 40 | 30 | | — | 40%減 |

| 給付額計算 | |
|------------------------|--------------------|
| S : 給付額（上限30万円） | 30万円 (T≥30) |
| T : 計算額 (=C-B×5) | 40 (=190-30×5) |
| A : 基準月の月間事業収入 | 50万円 |
| B : 対象月の月間事業収入 | 30万円 |
| 減少率 (A→B) | 40% |
| 減少率区分 | 30%以上50%未満 |
| C : 基準期間の事業収入合計 | 190万円 |

事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として新型コロナウイルス感染症影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合、売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合や法人成り又は事業承継の直後など、単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は、給付要件を満たさないため、給付対象外です。

8. 給付額の算定③（個人事業者等 確定申告書において月間事業収入が確認できない場合）

〈白色申告の場合など※確定申告書において月間事業収入が確認できない場合〉

対象月を2022年1月、基準期間を2018年11月～2019年3月とするケース

- **対象月（2022年1月）の月間事業収入が**、基準期間のうち対象月と同じ月を含む年（今回のケースでは2019年）の月平均の個人事業収入と比べて、**30%以上減少**しているかを確認
 - 2019年の月平均事業収入 **50万円** ⇒ 対象月 2022年1月 **20万円**
基準月と比較して60%減少しているため、給付対象（減少率50%以上のため、上限額50万円）
- 基準期間と対象月の事業収入から給付額を算定
 - **基準期間の事業収入合計－対象月の個人事業収入×5**
 $= 230万円 - 20万円 \times 5 = 130万円 \Rightarrow$ **給付額 50万円**

| 事業収入[万円] | | | | | | | |
|----------|---------|--------|--------|---|--------|--------|-----|
| 2018年 | — | — | — | … | 11月 | 12月 | 年間 |
| | 合計230万円 | | | | 40(平均) | 40(平均) | 480 |
| 2019年 | 1月 | 2月 | 3月 | … | 11月 | 12月 | 年間 |
| | 50(平均) | 50(平均) | 50(平均) | | 50(平均) | 50(平均) | 600 |
| 2020年 | 1月 | 2月 | 3月 | … | 11月 | 12月 | 年間 |
| | 50(平均) | 50(平均) | 50(平均) | | 50(平均) | 50(平均) | 600 |
| 2021年 | 1月 | 2月 | 3月 | … | 11月 | 12月 | 年間 |
| | 40(平均) | 40(平均) | 40(平均) | | 40(平均) | 40(平均) | 480 |
| 2022年 | 1月 | 2月 | 3月 | … | — | — | |
| | 20 | — | — | | — | — | |

60%減

| 給付額計算 | |
|---------------------|--------------------|
| S : 給付額 (上限50万円) | 50万円 (T≥50) |
| T : 計算額 (=C-B×5) | 130 (=230-20×5) |
| A : 2019年の年間事業収入÷12 | 50万円 |
| B : 対象月の月間事業収入 | 20万円 |
| 減少率 (A→B) | 60% |
| 減少率区分 | 50%以上 |
| C : 基準期間の事業収入合計 | 230万円 |

事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として新型コロナウイルス感染症影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合、売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合や法人成り又は事業承継の直後など、単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は、給付要件を満たさないため、給付対象外です。

8. 給付額の算定④新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金等の扱い

基本的なケース

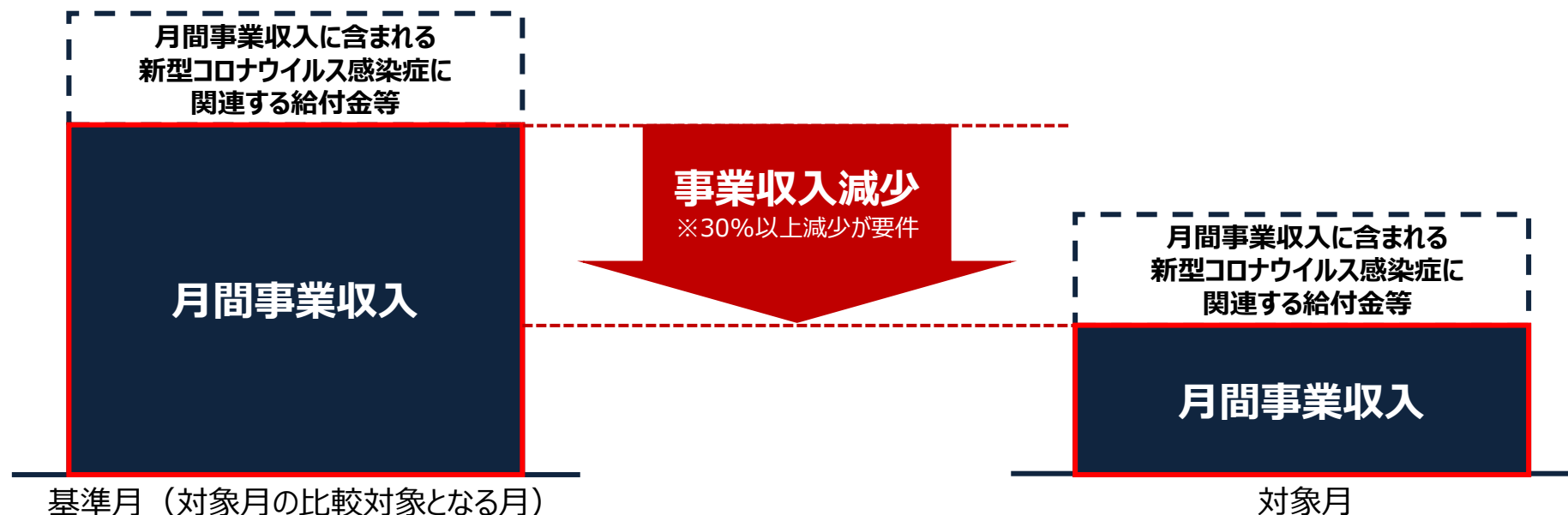
※対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じている場合は、次ページの対応も必要です。

- **対象月の該当性判断や給付額の計算に当たっては、各月の事業収入に、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等（※）が含まれる場合は、その額を除きます。**

※ 事業収入に含まれるものの、算定上控除する給付金等としては、例えば以下が挙げられます。

- ・新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金・補助金等（持続化給付金、家賃支援給付金、一時支援金、月次支援金、J-LODlive補助金等）
- ・地方公共団体による休業や営業時間短縮の要請等（「時短要請等」）に応じた者への協力金等

■算定のイメージ（給付額の計算においても同様）



受給した補助金等について、その裏付けとなる書類（※）の追加提出を求める場合があります。 ※書類の具体例：交付決定通知書、振込先口座の通帳 等

8. 給付額の算定⑤新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金等の扱い

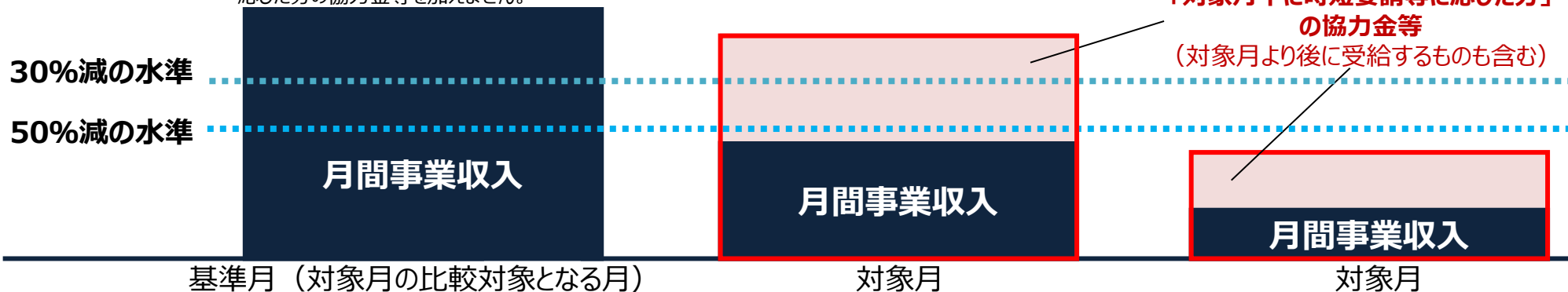
対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じている者 の場合 ※前ページの扱いをした上で、以下の算定が必要です。

- **対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等（※1）を受給する場合（受給しようとする場合を含む。）は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額（※2※3）を、対象月の月間事業収入に加えます。**

- ※1 時短要請等に応じた者に対する給付で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち協力要請推進枠交付金が充てられるもの。
(各協力金等が上記に該当するかは、当該地方公共団体のHP等をご確認いただき、不明な点は当該地方公共団体にお問い合わせください。)
- ※2 対象月中に受給したもののみならず、対象月以降に（対象月中に時短要請等に応じた分として）受給するものも含まれます。
- ※3 協力金等を申請予定又は申請中であって給付決定前の場合、申請者が受給を見込む額又は申請額を用いることができます。

■算定のイメージ（給付額の計算においても同様）

※ 基準月については、当該月中に時短要請等に応じた分の協力金等を加えません。



(参考) 協力金等の協力期間が対象月の前月や翌月にまたぐ場合における、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額の算出方法
→ 「協力金等の一日当たりの単価 × 対象月中の協力日数」

例： 要請期間（1月21日～2月13日）の全日協力し、72万円（3万円×24日間(1月は11日間)）の協力金を受給。事業復活支援金では1月（月間事業収入100万円）を対象月として選択。

$$100 + 3 \times 11 = 133 \text{万円}$$

※133万円を対象月の月間事業収入として用い、売上減少要件を判断。

受給した（ないし受給を見込む）協力金等について、その裏付けとなる書類（※）の追加提出を求める場合があります。

※書類の具体例：給付決定通知書、振込先口座の通帳 等

8. 給付額の算定⑥ (対象月中に時短要請等に応じている者)

〈例：個人事業主等 青色申告の場合※〉 対象月：2022年2月 基準期間：2019年11月～2020年3月

2022年2月に自治体からの時短要請に応じ、2月分を含んだ協力金等を3月に受給したケース

- **対象月（2022年2月）の月間事業収入（2022年2月に時短要請等に応じた分の協力金等を含む）が、基準月（今回のケースでは2020年2月）の月間事業収入と比べて、30%以上減少しているかを確認**
 - 基準月 2020年2月 **120万円**
 - ⇒ 対象月 2022年2月 **40万円（事業収入） + 39万円（3万円×13日）（協力金等） = 79万円**
 - **基準月と比較して34%減少しているため、給付対象**（減少率30%以上50%未満のため、上限額30万円）
- 基準期間と対象月の事業収入から給付額を算定
 - **基準期間の個人事業収入－対象月の個人事業収入（協力金含む）× 5**
 = 420万円 - (40万円 + 39万円) × 5 = 25万円 ⇒ **給付額 25万円**

| 事業収入[万円] | | | | | | |
|----------|----|-----------|-----|---|-----|-----|
| 2018年 | — | — | — | … | 11月 | 12月 |
| | — | — | — | | 90 | 80 |
| 2019年 | 1月 | 2月 | 3月 | … | 11月 | 12月 |
| | 50 | 合計420万円 | 100 | | 80 | 90 |
| 2020年 | 1月 | 2月 | 3月 | … | 11月 | 12月 |
| | 60 | 120 | 70 | | 70 | 80 |
| 2021年 | 1月 | 2月 | 3月 | … | 11月 | 12月 |
| | 50 | 60 | 50 | | 85 | 90 |
| 2022年 | 1月 | 2月 | 3月 | … | — | — |
| | 50 | 40 +39 | | | — | — |

| 給付額計算 | |
|------------------------|--------------------|
| S：給付額（上限30万円） | 25万円 |
| T：計算額（=D-（B+C）×5） | 25（=420-（40+39）×5） |
| A：基準月の月間事業収入 | 120万円 |
| B：対象月の月間事業収入 | 40万円 |
| C：対象月中に時短要請等に応じた分の協力金等 | 39万円 |
| 減少率（A→（B+C）） | 34% |
| 減少率区分 | 30%以上50%未満 |
| D：基準期間の事業収入合計 | 420万円 |

※ 法人や白色申告の場合についても同様の考え方となります。

事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として新型コロナウイルス感染症影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合、売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合や法人成り又は事業承継の直後など、単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は、給付要件を満たさないため、給付対象外です。

9. 特例（証拠書類等及び給付額の算定等に関する特例） ※申請開始は2月18日予定

証拠書類等に関する特例

- （個人）確定申告義務がない場合は、確定申告書を住民税の申告書類の控えて代替可能。
- （法人）確定申告書が合理的な理由で提出できない場合は、確定申告書を税理士の署名がある事業収入を証明する書類で代替可能

季節性収入特例

- 月当たりの事業収入の変動が大きい中小法人・個人事業者等
給付額 = 基準期間のうち連続する3か月の月間事業収入の合計
- 2021年11月～2022年3月のうち
連続する同じ3か月の月間事業収入の合計

合併特例

- 2021年の11月から対象月の間に、合併を行った中小法人等
給付額 = 合併前の各法人の基準期間の月間事業収入の合計
- 合併後の法人の対象月の月間事業収入 × 5

事業承継特例

- 2021年の11月から対象月の間に、事業の承継を受けた個人事業者等
給付額 = 事業を行っていた者の基準期間の事業収入の合計
- 事業の承継を受けた者の対象月の月間事業収入 × 5

法人成り特例

- 2021年の11月から対象月の間に、個人事業者から法人化した者
給付額 = 法人化前の基準期間の事業収入の合計
- 法人化後の対象月の月間事業収入 × 5

新規開業特例

- 2019年又は2020年に開業した中小法人等・個人事業者等
給付額 = 開業年の月平均の事業収入 × 2
+ 開業年翌年の1～3月の月間事業収入の合計
- 対象月の月間事業収入 × 5
- 2021年1～10月の間に開業した中小法人等・個人事業者等
給付額 = 開業日の属する月から2021年10月までの月平均の事業収入 × 5
- 対象月の月間事業収入 × 5

連結納税特例

- 連結納税を行っている中小法人等
⇒それぞれの法人が給付要件を満たす場合、各法人ごとに給付申請を行うことができ、確定申告書の控えについては、連結法人税の個別帰属額等の届出書で代替可能

罹災特例

- 2018年又は2019年の罹災を証明する罹災証明書等を有する中小法人等・個人事業者等
給付額 = 罹災した年の前年の1～3、11、12月の事業収入の合計
- 2021年対象月の月間事業収入 × 5

NPO法人・公益法人等特例

- 特定非営利活動法人及び公益法人等
⇒確定申告書の控えなどについて各種書類で代替可能
- 寄付金等を主な収入源とする特定非営利活動法人
⇒追加の書類の提出により寄付金等を収入に含めて給付額を算定可能

★事業形態区分（中小法人等や個人事業者等）に応じて特例が異なります。

10. 差額給付申請（30%以上50%未満の売上高減少→50%以上の売上高減少）

- 3月までを見通し、1回限りの申請を行っていただくことが原則です。
- ただし、**30%以上50%未満の売上高減少で事業復活支援金の給付を受けた方**であって、**申請を行った月より後の対象期間内の月で、新型コロナウイルス感染症の影響（P4参照）を受けて、申請時には予見できなかった50%以上の売上高減少が生じ、給付算定額がより高くなる方**に対して、**差額分を給付する追加申請を可能とする**予定です。
- なお、その場合、**追加申請の受付開始は、初回申請の方の申請受付終了後**を予定しています。**手続などの詳細は、今後、お知らせする予定**です。

■ 差額給付のイメージ

